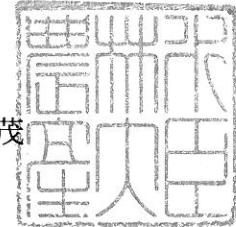




20消安第10174号
平成21年1月30日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 石破 茂



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、以下に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤
（アレンジャー10、アレンジャー30）

